

# 役員、評議員、顧問、評議員選任・解任委員の報酬等並びに 費用弁償に関する規程

## (定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員、顧問及び評議員の報酬等は、社会福祉法人大社福祉会定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第14条に定めるとおり無報酬とする。

## (費用弁償の支給)

第3条 役員・顧問が理事会、評議員が評議員会および、役員・評議員・顧問がその他の会議・研修に出席するときは、その費用を弁償する。また、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会およびその他法人が必要と認めた会議・研修

日額 3,000円

3 監事が監事監査、理事会・評議員会、その他の会議・研修に出席するときは、その費用を弁償する。

日額 3,000円

4 理事、評議員選任・解任委員で職員の立場を有する者に対しては支給しない。

## (公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

## 附 則

この規程は平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。